



あなたの個人情報保護のため…

「本人確認」が

法律上のルールになりました



○平成20年5月1日から戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、住民票や戸籍等に関する届出・諸証明請求時には、本人確認書類の提示が義務付けられました。ご提示していただく、本人確認書類につきましては、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ】

厚木市役所 市民福祉部 市民課
電話 046-225-2110

本人確認書類一覧 (有効期限内のもの)

顔写真の貼付されたもの (1点で確認)

マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書 (平成24年4月以後に交付されたもの)・旅券 (パスポート)・小型船舶操縦免許証・
海技免状・電気工事士免状・無線従事者免許証・
動力車操縦者運転免許証・運航管理者技能検定合格書・
猟銃・空気銃所持許可証・特殊電気工事資格者認定証・
認定電気工事従事者認定証・耐空検査員の証・
航空従事者技能証明書・宅地建物取引主任者証・船員手帳・
戦傷病者手帳・教習資格認定証 (猟銃の射撃教習資格)・
検定合格証 (警備員に関するもの)・身体障害者手帳・
療育手帳・在留カード・
特別永住者証明書 (又は、外国人登録証明書)・

顔写真の貼付されていないもの

(I+I または I+II の2点で確認)

【I】

健康保険の資格確認書・健康保険の被保険者証・年金手帳・
各種年金証書・恩給証書・介護保険被保険者証・後期高齢者
医療受給者証・
高齢者医療証・心身障害者医療証・ひとり親家庭等医療証・
生活保護費受給票

【II】

社員証・学生証・その他法人が発行した写真付の身分証明書
等